

【技術分類】 2-2-2 パチンコルール／遊技ルール／役の種類

【技術名称】 2-2-2-1 特賞

【技術内容】

パチンコ機の当たりのことを特賞と呼ぶ。特賞は役物開放回数に応じた出玉の多寡に応じて、大当たり、中当たり、小当たりの3種類に大別されるが、一般的に特賞と言えば大当たりのことを指す。

特賞発生のプロセスには、液晶やドットなどの「特別図柄表示装置」（いわゆるメインデジタル）による特定の図柄揃い（2-2-4-1：デジパチタイプ参照）、可動入賞装置内に形成される継続領域への球の入賞（2-2-4-2：ハネモノタイプ参照）、特別入賞装置内の特定領域への玉の入賞（2-2-4-3：権利モノタイプ参照）などがある。

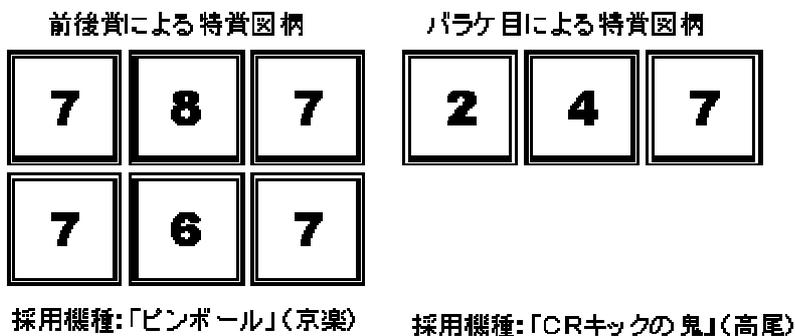
なお、現在「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」において、特賞に関する図柄や抽選、払い出しなどのルールとして、以下の内容が規定されている。

1. 図柄に関するルール

特賞図柄の数に規定はなく、図柄揃い（777や333など）だけでなく、それ以外の図柄の並びでも特賞図柄と定めることもできる。また、図柄の組合せは複数図柄の組合せのほか、単一の図柄またはランプの点灯を含むものであり、識別することが容易なものとされる。

なお、「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「へ 特別電動役物、条件装置及び特別図柄表示装置の性能に関する規格」において、「(イ) 特別電動役物及び特別図柄表示装置の数はそれぞれ2個を、条件装置の数は1個を超えるものでないこと。」と定められている。

【図1】 図柄揃い以外の出目による特賞図柄の例



出典：本標準技術集のために作成

2. 抽選・払い出しに関するルール

特賞確率と出玉の関係式としては、「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「へ 特別電動役物、条件装置及び特別図柄表示装置の性能に関する規格」において、「(リ) 役物連続作動装置の1回の作動により特別電動役物が連続して作動する回数の合計がN回、特別電動役物に係る最大入賞数の最大値がR、1個の遊技球が大入賞口に入賞した場合に獲得する遊技球の数の最大値がSである場合において、作動確率Mにつき、次の関係が成立するものであること。 $M \times N \times R \times S \leq 12$ 」と定められている。

この関係式をわかりやすくすると、以下の式となる。

(特賞確率) × (最大ラウンド数) × (1ラウンド当たりの最大アタッカー入賞個数) × (最大賞球数) ≤ 12

これに伴い、特賞確率に関する厳密な規定はないが、ある程度の範囲内での枠組みが形成されることになる。

過去には特賞確率が 500 分の 1 程度の機種も存在していたが、現行のパチンコ機では、大凡特賞確率の下限は 400 分の 1 となっている。現在では 1 回の特賞で獲得できる出玉は、大凡 2400 個以下(旧 1 種、旧 2 種、旧 3 種に該当する機種)、もしくは大凡 2100 個以下(役物連動タイプ)となっている。

また、「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「ト 役物連続作動装置の性能に関する規格」において、「(チ) (作動確率の値が複数定められている) ぱちんこ遊技機にあつては、作動確率の値のうち高いものが低いものの 10 倍を超えるものでないこと。」と定められている。これによって、確率変動中の特賞確率は通常時の 10 倍以下と定められていることになる。

3.開始・終了条件に関するルール

「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」内の「別表第四 ぱちんこ遊技機に係る技術上の規格」の「(1) 性能に関する規格」の「ト 役物連続作動装置の性能に関する規格」において、「(リ) 作動確率の値のうち低いものから高いものへの変動は、役物連続作動装置の作動が終了したときのみ生じるものであること。」、「チ (イ) 遊技の公正を害する調整を行うことができないこと。」と定められている。従って、役物連続作動装置の作動(大当たり)を経ずに、特賞確率がアップした状態への移行が行なわれないため、電源投入時や特定時間になると特賞確率がアップするようなモーニング及びタイマー機能は用いることは出来ない。

【参考資料】

電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
関連項目「トップページ>サイトマップ>法令データ提供システム>法令索引検索>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

検索日：2007年1月27日

【技術分類】 2-2-2 パチンコルール／遊技ルール／役の種類

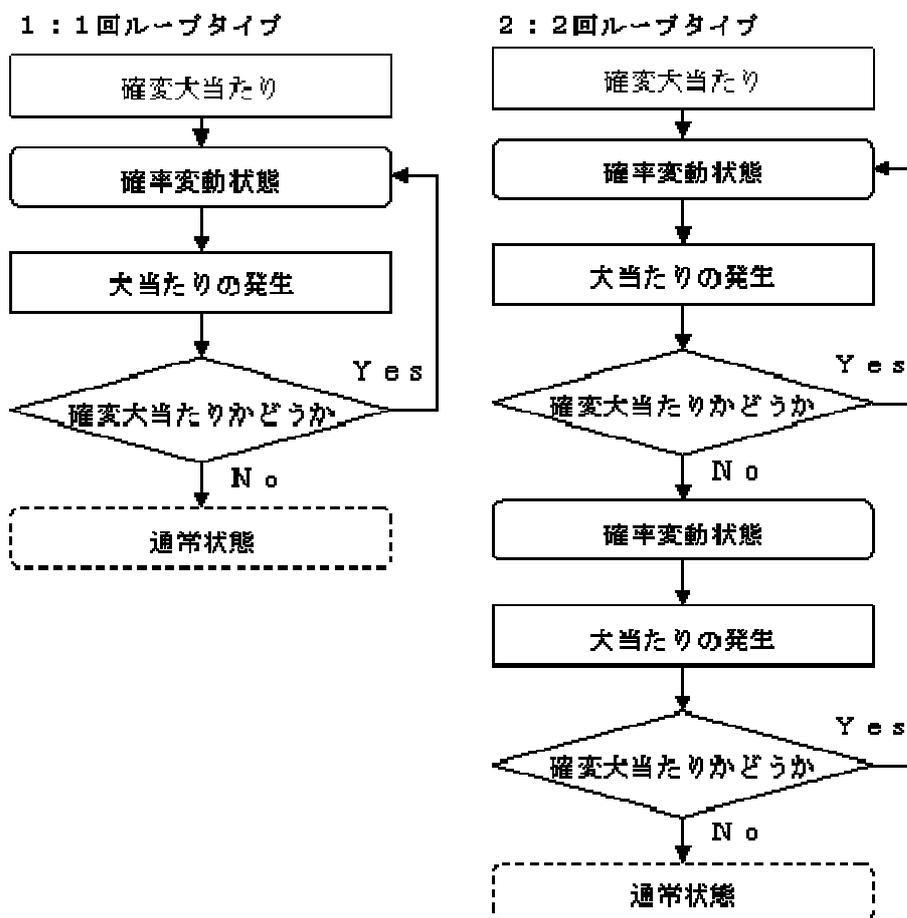
【技術名称】 2-2-2-2 確率変動

【技術内容】

確率変動の定義は遊技機タイプによって異なる。CR機デジパチタイプ（旧第1種）の場合は、特定図柄で大当たりになると、次回までの大当たり確率がアップする機能、現金機デジパチタイプでは、通常の大当たりを表現するメインデジタル部分以外の、サブデジタルでの確率が向上し、電動チューリップの開放頻度が向上して入賞しやすくなる機能、権利モノタイプ（旧第3種）では、権利発生以降、次回までの権利発生確率が向上する機能をそれぞれ確率変動と呼ぶ。なお、一般的に確率変動と呼ぶ場合には、CR機デジパチタイプの確率変動を指す場合が多い。

なお、確率変動継続条件には、次回以降2回の大当たりが発生するまで確率変動が継続する2回ループや、次回の大当たりで確率変動が終了する1回ループ、権利モノのように予め権利回数が決まっている際の2回セットや3回セット、メインデジタル変動時間が短縮する時短機能が終了するとともに確率変動も終了する回数切りなどの種類がある。

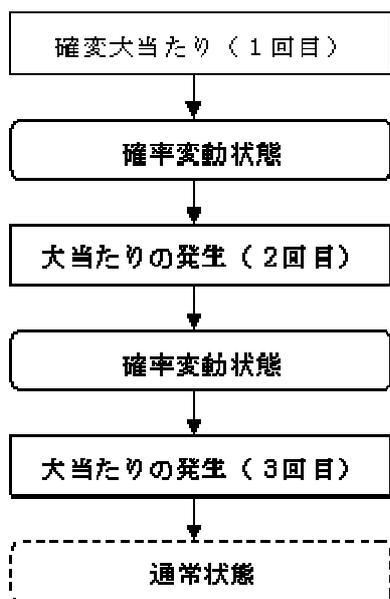
【図1】 確率変動のループに関する説明（1回ループ、2回ループ）



出典：本標準技術集のために作成

【図2】 確率変動のセットタイプに関する説明（3回ワンセットの例）

3：セットタイプ（3回）



セットタイプでは大当たりの種類を問わず、全て3回セットで終了する。

出典：本標準技術集のために作成

【参考資料】

電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
関連項目「トップページ>サイトマップ>法令データ提供システム>法令索引検索>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

検索日：2007年1月27日

【技術分類】 2-2-2 パチンコルール／遊技ルール／役の種類

【技術名称】 2-2-2-3 時短

【技術内容】

デジタルの変動時間を短縮させる機能を時短と呼ぶ。ここで言うデジタルには、特賞判定の可否を表示するメインデジタル（特別図柄表示装置）と、電動チューリップなどの開閉抽選の可否を表示するサブデジタル（普通図柄表示装置）の2つを指す。

1.メインデジタルの変動時間が短縮するもの

多くのデジパチ機においては、下記 a.b.の場合にメインデジタルの変動時間を短縮する機能を備えたものが多い。

a.作動条件となる入賞球の貯留個数（保留玉）の状況によって機能が作動する場合

b.大当たり終了後にデジタルの特定回数まで、変動時間が短縮される場合

a.の場合に作動する時短機能は保留短縮機能（3-3-6-5：特定条件下のみ発生参照）とも呼ばれ、メインデジタルの変動時間を短縮することによって、保留を早く消化し、電動チューリップなどへの入賞が無駄（保留可能な最大数まで保留している際に入賞した場合の取りこぼし）になることを防止するための機能である。

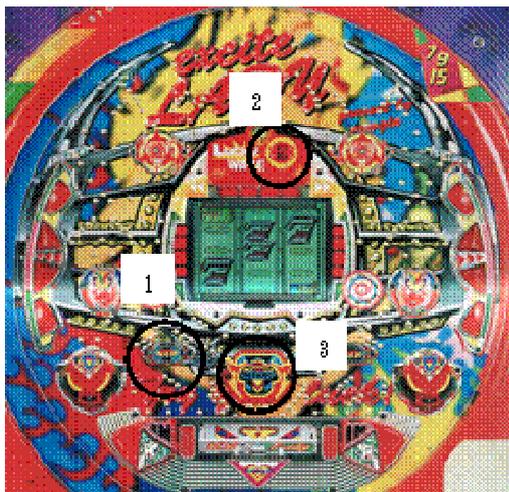
b.の場合に作動する時短機能は、下記 2. のサブデジタルの変動時間の短縮とあわせて実行されることによって、メインデジタルの変動時間を短くすると同時にメインデジタルの変動開始の可能性を高め、結果として時間もしくは消費玉数あたりのメインデジタルの変動回数を増加させる機能である。この場合のメインデジタルの変動時間を短縮する機能が、広く時短機能と呼ばれるようになり、このような機能を持つ遊技機は、時短搭載機と呼ばれている。

2.サブデジタルの変動時間が短縮するもの

電動チューリップなどの開閉を抽選するための、サブデジタルの回転時間を短縮する機能を備えたもの。あわせて開放時間を延長する場合が多く、電動チューリップへの入賞頻度を高めることを目的とする。電動チューリップは、メインデジタルの始動口となっており、特賞抽選の機会が増加する。通常時と比較して、遊技球の減少を低く抑えながら、特賞の抽選を受ける機会を短時間で多く得ることが可能となる。サブデジタルの時短は、特定図柄での特賞終了後に開始され、特賞の抽選が高確率状態（確率変動中）の間、あるいは、メインデジタルの変動が、予め定められた回数に達するまで継続される。

なお、当機能を搭載し、かつ確率変動機能を搭載していない機種を時短機と称する場合もある。

【図 1】 時短機の例と時短機能の概略



1：スルーチャッカーを通過すると、電動チェerryリップの開放抽選が行なわれる。（当選確率約3分の1）



2：1での当選結果を小デジタルで表示。「7」が表示されると当たりとなる。



3：2での結果表示を基に電動チェerryリップが開放する。

時短中は1の変動時間が29.8秒から約0.5秒に短縮され、電動チェerryリップの開放時間が延長されるため、遊技球の減少を抑えながら、特賞の抽選が受けられる。

出典：刊行物名：「パチンコ必勝ガイド爆裂年鑑 '96」、発行年月日：1996年2月9日、編集人：成澤浩一、発行人：末井昭、発行所：株式会社白夜書房発行、出典箇所：186頁を元に改変

【出典機種】

エキサイトレディ2：株式会社ニューギン

【参考資料】

電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
関連項目「トップページ>サイトマップ>法令データ提供システム>法令索引検索>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

検索日：2007年1月27日

【技術分類】 2-2-2 パチンコルール／遊技ルール／役の種類

【技術名称】 2-2-2-4 特賞開始・終了条件

【技術内容】

特賞が開始される条件としては、メイン基板での抽選により特賞が判定されるものと、特定の領域に遊技球が入賞することによって特賞となるものの2種類に大別される。一方、特賞が終了する条件は、予め定められている開放回数に到達、もしくは開放中に役物内の特定領域（以下「Vゾーン」という）への入球が無かった場合の2種類に大別される。

1.メイン基板での抽選による開始条件

デジパチタイプの遊技機において一般的に使用される。始動口への遊技球の入賞によってメイン基板内で特賞の当否が抽選され、抽選の結果が特別図柄表示装置に表示される。特賞となった場合は大入賞口が開放する。

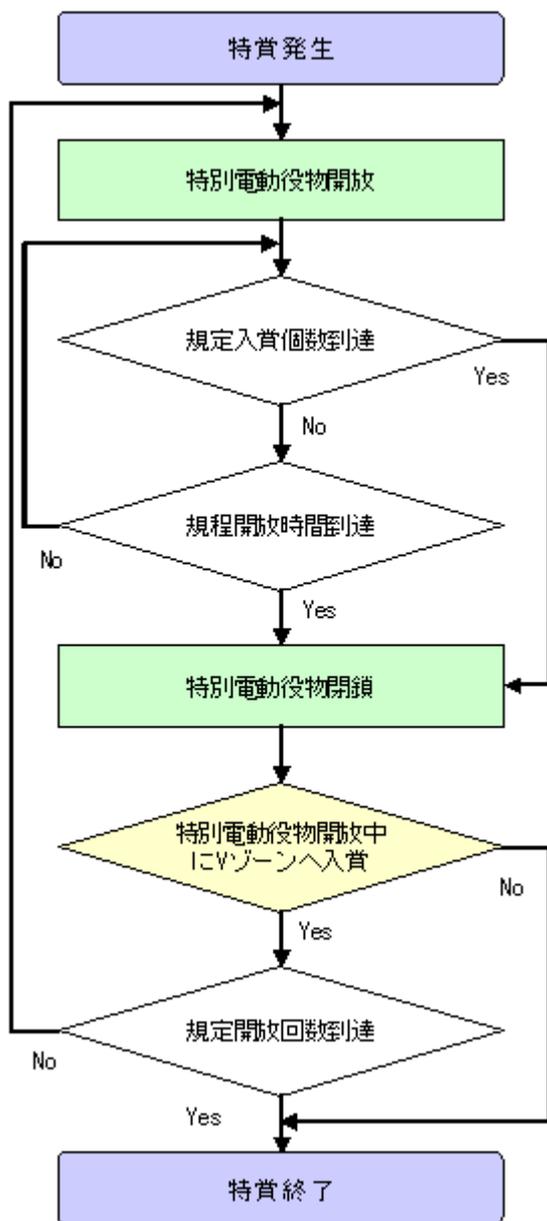
2.特定の領域への遊技球の入賞による開始条件

役物内に設けられた特定の領域（Vゾーン）に遊技球が入賞することで特賞発生となる。遊技球が役物内へと入球するためには、役物の開放が必要である場合がある。これらのタイプの遊技機に関しては、役物を開放するために、始動口への入賞が必要なタイプと、メイン基板で行われる抽選に当選することが必要なタイプが存在する。

3.終了条件

特賞が発生すると、特別電動役物（大入賞口を開き、又は拡大するもの）が開放する。この特別電動役物の開放は、予め定められた開放回数に達するか、開放中に役物内の特定領域（以下「Vゾーン」という）への入球が無かった場合に終了となる。なお、2004年7月1日に施行された「遊技機の認定及び形式の検定等に関する規則」では「Vゾーン」への入球条件がなくなったため、Vゾーンへの入賞の有無に係わらず、予め定められた回数の開放が可能となった。（それ以前の規則では「役物連続作動装置の性能に関する規格」において、「役物連続作動装置は、その作動中における第1種特別電動役物又は第2種特別電動役物の1回の作動中に遊技球が特定領域を通過しなかつたときは、その作動を終了するものであること。」と定められていた。）

【図 1】 特賞発生から終了までのフロー



2004年7月1日施行の「遊技機の認定及び形式の検定等に関する規則」によって、Vゾーンへの入賞は不要となった。

出典：本標準技術集のために作成

【参考資料】

電子政府の総合窓口 法令データ提供システム 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則項
 関連項目「トップページ>サイトマップ>法令データ提供システム>法令索引検索>遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_NAME=%97%56%8b%5a%8b%40%82%cc%94%46%92%e8%8b%79%82%d1%8c%5e%8e%ae%82%cc%8c%9f%92%e8%93%99%82%c9%8a%d6%82%b7%82%e9%8b%4b%91%a5&H_NAME_YOMI=%82%a0&H_NO_GENGO=H&H_NO_YEAR=&H_NO_TYPE=2&H_NO_NO=&H_FILE_NAME=S60F30301000004&H_RYAKU=1&H_CTG=1&H_YOMI_GUN=1&H_CTG_GUN=1

検索日：2007年1月27日